

令和元年度第2回

三芳町地域公共交通会議（書面会議）

議 題：

高齢者運転免許証自主返納制度および公共交通利用補助制度の改正

【添付資料】「高齢者運転免許証自主返納支援制度の改正・公共交通利用補助制度の改正」

【変更内容】

○高齢者運転免許証自主返納支援制度

対象者をこれまで75歳以上としていたものを70歳以上で自主返納した者に引き下げ。誕生日の1ヵ月前からの返納も補助対象とする。

○公共交通利用補助制度

対象者については、これまで75歳以上としていたものを70歳以上に引き下げ、新たに妊婦（母子健康手帳取得から出産予定日の90日後まで）を追加。

補助金請求を来庁によるものだけでなく、料金受取人払による郵送でも受け付け可。

【補足説明】

高齢者の運転免許証自主返納が全国的に増加している中、町内の返納者の傾向として70歳～74歳での返納者数が、それ以降の年齢層の返納数を上回る状況となってきたことから、この度の改正で対象年齢の引き下げを実施する。

また、これまでの窓口対応の中で、「免許更新ハガキ」が届いたことにより対象年齢の1ヵ月前（74歳11ヵ月）に返納してしまう方も多かったことから、今回の改正で誕生日の1ヵ月前からを補助対象とした（69歳11ヵ月時点での返納も対象となる）。

一方、70歳以上で自主返納した後の移動手段を補助することも加味し、公共交通利用補助制度の対象者も70歳以上に引き下げた。併せて、妊娠・子育てを推進する当町の施策の一環として、公共交通利用補助制度の対象者として妊婦を加えることとした。妊婦の対象期間は、母子健康手帳の取得から出産予定日の90日後とし、年度をまたぐ利用も想定しつつ、

期間中1回限りの申請となる。

これまで、公共交通利用補助の補助金請求にあたっては、来庁をもとめていたが、来庁の負担についてのご意見が多く寄せられたこともあり、令和2年度分からは郵送での受け付けも開始する。登録者には、請求書式とともに「料金受取人払封筒」を配布することで、郵送にかかる料金も公費負担としている。